

2019年3月29日

## 2019年度以降に取り組む新規商品類型の選定結果について

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

2018年10月1日から31日に行った新規商品類型提案の募集に寄せられた提案、ならびに事務局からの提案を踏まえ、エコマーク企画戦略委員会（第28回：2018年12月19日開催、第29回：2019年3月20日開催）で審議した結果、以下の案件を、2019年度以降に着手する新規商品類型化(商品類型の見直しを含む)の候補としてさらに継続検討することとなりましたので、お知らせします。

(全体方針)

引き続き、消費者に身近な分野（製品およびサービス）について優先的に取り組むこととします。

### ○新規商品類型化(商品類型の見直しを含む)の候補として継続検討とする案件

(継続検討のうえ、基準策定委員会設置の目途が立った時点で、正式に「選定」とする旨を公表し、委員の公募など基準策定委員会設置の手続きに入ります。基準策定が困難な場合は「不選定」を決定します)

案件名 (50音順)	継続検討とする理由等の要旨
清掃サービス (新規)	清掃時に使用される洗剤は有害物質の制限や使用量削減などを進めるとともに、使用後の適正処理やリサイクルなど環境評価項目が多い。また、ごみの回収や適正処理、リサイクル、使用する機器の省エネルギーなど清掃業務全般の環境負荷を洗い出し、配慮を進めていくことは意義が大きく、清掃業務を含むメンテナンス事業者は全国で1万社程度あるため、社会的なインパクトも期待できる。基準設定の可能性等について継続検討する。
商業施設 (新規)	エコマーク商品類型「小売店舗」の適用範囲外であるショッピングセンターやテナント中心の商業ビルについて、省エネ、節水、廃棄物のリサイクルなどの環境配慮を促進させていくことは社会的に意義が大きく、環境負荷低減効果も大きいことが期待できる。基準設定の可能性等について継続検討する。
産業用水性インクジェットインク (連帳プリンタ用) (新規)	近年、商業印刷分野においてもデジタル印刷(電子写真方式またはインクジェット方式)が増えている。その中でも、情報用紙、軟包装、請求書等の紙用の連帳インクジェットプリンタによる印刷は、今後増加が見込まれている。これまで認定基準がなかったインクに対して基準を制定することで社会全体への波及効果や環境負荷低減が期待できる。No.102「印刷インキVersion2」への対象範囲の追加なども視野に入れ、基準設定の可能性等について継続検討する。

○部分改定を検討する案件

水性・水系塗料入れ (容器)	No.126「塗料Version2」認定基準では、容器の基準項目として、リターナブル容器等の内容を規定している。今回の提案は、プラスチックの内袋と段ボールで構成された塗料用容器であり、基準項目として追加する。
-------------------	--

以上